2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類について、2023年 5 月 8 日から 5 類感染症へ位置づけが変更され、学校保健安全法施行規則の一部も改正されま したので、今後の対応は下記のとおりとなります。

- (1)新型コロナウイルス感染症は、学校感染症の第二種感染症となり、出席停止期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで」が基準となります。
 - 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すます。
 - 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
 - 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- (2) 濃厚接触者としての特定は行いません。
- (3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、無理をして登校しないで自宅で休養することが重要です。

上記基準に則り、「新型コロナウイルス感染症に係る公欠の取り扱いについて」を変更します。

新型コロナウイルス感染症に係る公欠の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止(公欠)として取り扱います。

- ※以下の事由に該当する事象が発生した場合は、速やかに所属のコース担任へ連絡してください。
- ※「公欠届」により欠席となった授業回数については、「出席」となるわけではありません。出席停止として記録し、出席回数分母から減じます。
- ※新型コロナウイルス感染症に係る公欠が原因となって、出席回数が基準に満たない場合等は、補講や課題等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行いますので、所属のコース担任へ相談してください。

事由	必要書類	手続き時期	登校停止(公欠)期間
新型コロナウイルス感染症に <u>感染</u> した場合 (検査で陽性となった場合)	新型コロナウイルス 感染症 罹患証明書	登校可能となった後速や かに必要書類をコース担 任へ提出	「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで」 ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マス クの着用を推奨します。